

福岡市公報

令和 8 年10月 1 日 第7273号

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	次	ページ
規則	則	
○福岡市公園条例施行規則の一部改正（第62号）		1
告示	示	
○糟屋郡粕屋町及び糟屋郡志免町との境界に係る道路の管理に関する協議（第189号）		3
○電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う手続等（第190号）		4
公告	告	
○一般競争入札の実施（第247号）		4
○特定調達契約等に係る落札者又は随意契約の相手方の決定（第248号）		6
○福岡市周船寺駅南土地区画整理事業の事業計画の変更認可（第249号）		7

規則

福岡市公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年10月 1 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第62号

福岡市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市公園条例施行規則（昭和33年福岡市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号ただし書中「2分の1」の次に「（公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために公園を利用し、又は占用する場合（利用又は占用の期間が15日であるときを除く。）にあつては、1月当りの使用料又は占用料の額に30分の1を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）に利用又は占用の日数を乗じて得た額）」を加える。

別表第1の3に次のように加える。

早良運動公園	野球場
--------	-----

別表第2 西部運動公園の部を次のように改める。

西部運動公園	野球場 野球場付属施設	4月1日から9月30日までは午前9時(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日にあつては、午前7時)から午後7時まで 10月1日から10月31日までは午前9時(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日にあつては、午前7時)から午後5時まで 11月1日から3月31日までは午前9時から午後5時まで
	テニスコート 球技場付属施設等	午前9時から午後9時まで
	その他の球技場	4月1日から9月30日までは午前9時から午後7時まで 10月1日から3月31日までは午前9時から午後5時まで
	駐車場	午前6時から午後10時まで

別表第2に次のように加える。

早良運動公園	野球場	4月1日から9月30日までは午前7時から午後7時まで 10月1日から10月31日までは午前7時から午後5時まで 11月1日から3月31日までは午前9時から午後5時まで
--------	-----	---

別表第3に次のように加える。

早良運動公園	野球場
--------	-----

別表第4 野球場の部中「及び西南杜の湖畔公園」を「、西南杜の湖畔公園及び早良運動公園」に改め、同表球技場付属施設等の部テニスコート照明施設の項中「今津運動公園」を「西部運動公園、今津運動公園」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第13条の改正規定及び次項から附則第4項までの規定 公布の日
 - (2) 別表第2 西部運動公園の部の改正規定及び別表第4 球技場付属施設等の部テニスマ照明施設の項の改正規定 令和8年11月1日
 - (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 令和9年1月1日

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の福岡市公園条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第13条の規定にかかわらず、令和8年10月1日前に同日以後の公園の利用又は占用について許可を受けている者の当該使用料等の算定方法については、なお従前の例による。（施行日前における利用の承認等）
- 3 公布の日以後においては、附則第1項第2号に定める日前においても、同日以後の西部運動公園のテニスマ場及び球技場付属施設等の利用について、改正後の規則の規定の例により、利用の承認をし、及び使用料を徴収することができる。
- 4 令和8年11月2日以後においては、附則第1項第3号に定める日前においても、同日以後の早良運動公園の野球場の利用について、改正後の規則の規定の例により、利用の承認をし、及び使用料を徴収することができる。

告 示

福岡市告示第189号

道路法第19条第1項の規定に基づき、本市の区域と糟屋郡粕屋町の区域及び糟屋郡志免町の区域との境界に係る道路について、福岡県と協議してその管理の方法を定めたので、同条第5項の規定により公示する。

令和8年10月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 協議に係る道路

路 線 名	区 間
福岡東環状線	福岡市東区土井二丁目1042番7地先から 糟屋郡粕屋町戸原北三丁目877番8地先まで
別府比恵線	糟屋郡志免町別府二丁目678番3地先から 福岡市博多区空港前一丁目7番51地先まで

2 管理の方法

上記の道路は、令和13年3月31日まで福岡県が管理し、以後5年ごとに本市と福岡県

が交替して管理する。

福岡市告示第190号

福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の規定に基づき、市長等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うものについて、福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則第3条の規定により次のように告示する。

令和8年10月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

根拠となる条例等の名称	条項	対象となる手続等
福岡市消費生活条例施行規則（平成17年福岡市規則第119号）	第7条第2項	勧告又は公表に係る事業者の所在が判明しない場合の意見の聴取の実施の通知

公 告

福岡市公告第247号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和8年10月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
一般土木C	市道名子4845号線道路新設工事（その1）	
	貝塚駅周辺土地区画整理事業道路新設工事（その2）	
	江尻川河川改良工事	
	梅光園ポンプ場外放流渠外改修工事	
	壱岐（壱岐団地）外地区（2）下水道築造工事	
	中部水処理センターNo.3・4脱硫設備基礎更新工事	
	県道周船寺有田線道路改良工事	

	都市計画道路国道3号線（半道橋）電線共同溝建設工事（その12）	
P・C	令和8年度榎田跨道橋耐震補強工事	
	令和8年度石堂大橋補修工事（その2）	
建築C	金山小学校便所改造工事その2	
	壱岐中学校便所改造工事	
	小笹小学校便所改造工事	
	七隈小学校便所改造工事	
	笹丘小学校便所改造工事	
	長尾小学校便所改造工事	
	東月隈小学校便所改造工事	
電気A	中部水処理センター管理棟新築その他電気工事	
	一般県道松原比恵線（平尾工区）照明灯移設工事（その1）	
電気B	水産加工センター運動広場夜間照明設備改修工事	
管B	鮮魚市場低温卸売場棟低温用空調設備更新工事	
	海の中道青少年海の家宿泊室空調設備更新工事	
	中部水処理センター管理棟新築その他衛生設備工事	
	東月隈小学校便所改造衛生設備工事	
	金山小学校便所改造衛生設備工事（その2）	
	七隈小学校便所改造衛生設備工事	
	壱岐中学校便所改造衛生設備工事	
防水	和白東小学校校舎その他屋上防水改修工事	
	箱崎清松中学校校舎その他屋上防水改修工事	
	教育センター新館屋上防水改良工事	
	内野小学校校舎その他屋上防水改良工事	
電気通信	東区高美台二丁目地内高見池外11箇所ため池水位監視システム設置工事	
木製建具	令和7年度市営米田南住宅木製建具工事	

機械	福岡サンパレス排水等ポンプ更新工事	
解体	西戸崎水処理センター囲障壁撤去工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html

(2) 期間

この公告の日から令和 8 年 10 月 8 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前 6 時から午後 10 時まで

福岡市公告第 248 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約等について、落札者又は随意契約の相手方を決定したので、特例政令第 12 条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第 9 条の規定により次のように公告する。

令和 8 年 10 月 1 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 一般競争入札により落札者を決定したもの

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名又は名称及び所在地	落札金額	競争入札の公告日
免税軽油の購入 （8 月分）		令和 8 年 7 月 23 日	福岡市博多区東比恵一丁目 2 番 16 号 株式会社 喜多村石油店	円 22,308,000 （単価契約に基づき算定した見込額）	令和 8 年 6 月 11 日
スチール棚 （1）外 9 件の購入			福岡市東区原田一丁目 45 番 14 号 株式会社 三森屋	54,967,000	

スチール棚 (1) 外 10 件の 購入	福岡市中央区 天神一丁目 8 番 1 号 財政局財政 部契約課	令和 8 年 7 月 31 日	福岡市城南区別 府一丁目 21 番 24 号 株式会社 イ ワシタ	48,585,900	令和 8 年 6 月 18 日
スチール棚 (1) 外 5 件の 購入			株式会社 イ ワシタ	43,813,000	
スチール棚 (1) 外 11 件の 購入			福岡市東区原田 一丁目 45 番 14 号 株式会社 三 森屋	41,800,000	
免税軽油の購入 (9 月分)		令和 8 年 8 月 20 日	福岡市博多区上 呉服町 1 番 10 号 株式会社 新 出光	18,265,500 (単価契約に 基づき算定し た見込額)	令和 8 年 6 月 11 日

2 随意契約の相手方を決定したもの

随意契約に係る 物品等又は特定 役務の名称及び 数量	契約に関する 事務を担当す る組織の名称 及び所在地	随意契約 の相手方 を決定し た日	随意契約の相手 方の氏名又は名 称及び所在地	随意契約に係 る契約金額	随意契約 の理由
PUMP AND METERING VALVE ASSY	福岡市中央区 天神一丁目 8 番 1 号 財政局財政 部契約課	令和 8 年 8 月 4 日	東京都港区南青 山一丁目 1 番 1 号 日本エアロス ペース株式会 社	50,270,000 円	特例政令 第 11 条第 1 項第 2 号該当

福岡市公告第 249 号

土地区画整理法第 39 条第 1 項の規定に基づき、福岡市周船寺駅南土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第 4 項の規定により次のように公告する。

令和 8 年 10 月 1 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 組合の名称及び事務所の所在地
福岡市周船寺駅南土地区画整理組合
福岡市西区大字飯氏 949 番地
- 設立認可の年月日
令和 6 年 1 月 29 日

3 事業施行期間

令和6年1月29日から令和15年3月31日まで

4 施行地区

福岡市西区大字周船寺、周船寺二丁目及び大字飯氏の各一部

5 変更認可の年月日

令和8年10月1日